

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 衛藤 明和

1 日 時

平成29年12月7日（木） 午前10時00分から
午前11時23分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤明和、井上明夫、嶋幸一、木田昇、小嶋秀行、久原和弘、吉岡美智子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

木付親次

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第104号議案のうち本委員会関係部分、第105号議案及び第120号議案から第125号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 九州北部豪雨・台風第18号復旧・復興推進計画進捗状況について、放置艇対策について及び国道212号中津3号トンネル工事（1工区・2工区）の進捗状況について、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (4) 台風第18号に係る県内所管事務調査の日程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 長友玉美
議事課議事調整班 主幹 増永康弘

土木建築委員会次第

日時：平成29年12月7日（木）10：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

10：00～11：50

(1) 付託案件の審査

第104号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第7号）
（本委員会関係部分）

第105号議案 平成29年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）

第120号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第121号議案 工事請負契約の締結について

第122号議案 大分県水源地域振興基金条例の廃止について

第123号議案 工事請負契約の締結について

第124号議案 大分県都市公園条例の一部改正について

第125号議案 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

①九州北部豪雨・台風第18号 復旧・復興推進計画進捗状況について

②放置艇対策について

③国道212号中津3号トンネル工事（1工区・2工区）の進捗状況について

(3) その他

3 協議事項

11：50～12：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県内所管事務調査について

①台風第18号現地調査について

②平成30年度県内所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただ今から、土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として、木付議員が出席されています。

ここで委員外議員の皆さまにお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑、討論終了後に、挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、委員外議員の皆さまには、あらかじめ御了解をお願いします。

それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案8件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第104号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会関係部分について及び第105号議案平成29年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）について、一括して執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 それでは、冒頭一言お礼を申し上げさせていただきます。

先月の県外所管事務調査におきまして、土木建築委員の皆さまにおかれましては、国土交通本省並びに県選出の国会議員の皆さま方に、災害に関し、台風18号を含めて御要望いただきまして、誠にありがとうございます。おかげをもちまして、先ほどの本会議の中でも申しましたけれども、この1日に、特に災害に関する改良復旧と呼ばれる事業を6河川につきまして採択いただきました。これだけの早い時期にこれだけの大きな事業が採択できたというのも、本当に皆さま方の力強い応援のおかげとっております。ありがとうございました。

もちろん、これをしっかりとこれから進めていくということで、我々もまた気合を入れ直しているところでございますので、どうか今後とも御支援をよろしくお願いいたします。

今日は補正予算ということで計上させていただいている分でございます。まずは債務負担行為、それから繰越明許ということでございます。

これは主に、やはり災害復興に向けてしっかりと進めていくための措置でございます。もちろん来年の出水期までにしっかりとやり上げていく、あるいはよく言われております発注の平準化、施工の平準化に向けた予算の取組でございます。今後ともしっかりと復興をやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、今日は実は県南部の災害査定ということで、河川課の梅木防災調整監が県の事務方のトップとして動いておりますので、欠席させていただいております。御了解いただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

各課長から個別に説明させていただきます。

浦辺土木建築企画課長 第104号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会関係部分及び第105号議案平成29年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

お手元の委員会資料の1ページをお開き願います。

今回、お願いする補正予算は、債務負担行為（ゼロ県債）と繰越明許費の設定でございます。

まず、1の国の動きを御覧ください。平成26年度に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律などにより、計画的な発注と適切な工期の設定に努めること、また、債

務負担行為の積極的な活用等により施工時期等の平準化に努めることとされています。

その下、2の課題と対策のうち、課題の(1)建設業の就労環境の改善にありますように、休日の少なさ、仕事のきつさなどから、県内では、若手就労者が20年間で約6割も減少しています。また、工事の完成時期が年度末に集中いたしますことから、人材や機材を無理して投入せざるを得ず、非効率な状況もあります。

その下、(2)防災対策の円滑な推進です。災害の発生が、出水期の6月から10月に集中いたしますことから、それまでに防災対策を進めることが重要です。

以上のことから、資料中ほどの対策として、今回、債務負担行為(ゼロ県債)及び繰越明許費を設定し、年度末の制約なく適切な工期で発注し、施工時期の平準化を図りたいと考えております。

図は平準化のイメージです。例年、公共工事は4月から8月の間は工事量が減り、10月から年度末にかけて増えます。そのため、債務負担行為等の活用により、ピーク時の工事量を矢印のようにシフトさせることで、施工時期の平準化を図っていきたいと考えております。

3の効果にありますように、建設業者にとっては、休日の確保や長時間労働の解消、ひいては担い手の確保にもつながり、雇用や経営の安定化が図られます。また、出水期に備えた防災対策の推進も期待できるところです。

最後に、4の債務負担行為の補正、繰越明許費の設定額等です。債務負担行為の補正は、防災対策等を進めるための18事業で65億円でございます。

繰越明許費は、適切な工期を設定し発注すると、年度を越えることが明らかな6事業48億2,545万2千円で、内訳は、一般会計が豊後大野市綿田地区の緊急地すべり対策事業を始めとした5事業で42億5,645万2千円、特別会計は大分港6号地における1事業で5億6,900万円となっております。

す。これらに9月議会で承認いただいた分を加えますと、合計で248億7,230万9千円となります。

詳細は、債務負担行為を次の2ページに、繰越明許費は3ページに記載しております。
衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見はありませんか。

久原委員 よう分からんけど、これは工事するのは何となく当たり前じゃねえかなち思うんやけど、今頃何でこげんこと言いよるん。

浦辺土木建築企画課長 通常、このタイミングで明許繰越なり債務負担の来年度に向けた設定を行っておりますので、この議会でのお願いをするものであります。

衛藤委員長 要望もあつたんじゃろ。要望はなかつたん。

浦辺土木建築企画課長 そういった要望もございます。

久原委員 特にな、国がこげんさせよつたんか。年末になると工事がどんどんどんどん起こつたり、何で平準化させんのじゃろうかと俺は思いよつたんよ。当たりのことじゃない。

阿部土木建築部長 もちろん久原委員のおっしゃるとおりに、現場での工事がやっぱり年度末に集中しているということは昔から言われておりましたし、これまでやはり単年度の会計主義というのでかなり予算の執行が苦しく、きつくやられたところはございます。しかしながら、委員長がおっしゃるとおり、働き方改革を含めて、予算の執行はこういうことでもいいのかという議論の高まりの中で、こういった平準化を進める上での一つの手段として、繰越しを早く承認いただいて、とにかく年度末あるいは年度当初、しっかりと仕事をしていこうということが背景にございます。しかるに、最近こういった動きが特に注目されているというところでございます。

小嶋委員 久原委員の疑問に答えていただく上で、こういう債務負担行為だとか繰越明許費の昨年のこの時期の実績を言っていたく

と、大体分かるんじゃないかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

衛藤委員長 この図面に書いてあるのが昨年じゃねえんか。

浦辺土木建築企画課長 図面はこの5年間の平均実態でありまして、5年間の出来高で言いますと、こういうグラフになるということでありまして。それを昨年度来、今年度からですか、特に繰越明許を拡大していただいておりますので、そういったところで少しでもこの穴を埋めていくと。ですから、だんだんとその穴が埋まっていっている状況になっています。来年度はこれができるかと、更にこの穴が埋まっていくだろうと思われまして。

小嶋委員 去年はどうですか。この時期。

浦辺土木建築企画課長 昨年度単年度の数字は今持ち合わせておりませんので。

黒木審議監 この繰越明許の承認につきましては、一昨年度までは全てが3月議会で承認を頂いております。昨年からは早期承認ということをお願いしております、昨年が確か約27億円。昨年初めて試行という形で取り組んだ訳なんですけど、その効果も十分あるということを検証しまして、今年については9月にそのほとんど、200億円近い繰越承認を頂いて、今回の議会で調整のため、不足分の追加をお願いしているという状況でございます。

小嶋委員 我々もお話を聞いたし、先ほどちょっと話があったように、業界からの要望もあって、それはいいことじゃないかという話も我々としてしたところだったので、思いがあったからこういう形になったんだろうって、私はそういうふうに理解をしています。

これは今後、しっかり続けていったらいいんじゃないかと思えます。もっと平準化していったらいいんじゃないかなと思えますがね。

黒木審議監 済みません、先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきます。一昨年初めて取り組みまして、9億円程度でまず取り組んだところがございます。昨年が約27億円だったと。

吉岡委員 直接関係ないんですけど、工事の平準化で計画も早く立てられるのかなと。それで、工事した後に水道とかいろいろあって、そしてまた道路を掘り返してという箇所がよく重なったりするので、もしその計画の下で、そこには下に水道から何かいろいろあれば、早く分かって一遍にできないのかなというのは、よく皆さんから年度末に聞くことが多かったんですけど、そういうことは技術的に可能なことなんですかね。

麻生建設政策課長 いろいろな関連する工事を一度にというお話は以前からずっとあって、そういったことを少しでも解消しようということで、大体どこの事務所も年度当初なりに関係する事業を、土木はこういう工事をやります、じゃ、そこにこういう水道の工事がありますねとかいうのを打合せしております。あわせて、当然個別の事業ごとにも同じように調整をしながらやっております。ただ、どうしても時期がずれるやつもあって、一遍に一緒にやるというのが全部はやりこなしていないということで、そういうのを少しでも減らそうという協議の場は常に持ってやっております。

吉岡委員 よろしくお願ひします。

木田委員 課題の(1)への対応なんですけれども、働き方改革というか、建設業における週休2日制の促進について、今後どういった事業を対象に取り組んでいかれるのか、その辺について教えていただければと思います。

麻生建設政策課長 今、建設業の担い手不足を解消するのに就労環境を良くするというのがやっぱり必要ということで、週休2日をまずしないと若い人も入ってこないという状況がございますので、大分県では今年の7月から週休2日の試行工事というのを実施しております。この内容につきましては、基本的にはどの工事でも、発注した後に受注者が1週間の曜日を土日に限らず2日間決めて、週休2日でこの工事をやりますというのを事前に届けていただき、協議した現場については、最終的にその曜日の2日間をずっと休んで工事

を終わった場合には、現場管理費、一般管理費を少し割増しすると。これは国も同様の制度でやっております。実際に週休2日にしますと、現場の経費等がやはりちょっと増えるという現状がございますので、その分を見ますという形にしております。

そもそも工期が取れていない工事もありますので、そういったものは対象外の工事ということにしております。やっぱり期日が求められる工事もありますので、工期に余裕がないところは週休2日の試行対象の工事から外しております。それ以外の工事は、手挙げでしてもらおうという形にしております。

7月から11月末までの状況で言いますと、発注した件数が622件ほどありますけれども、先ほど言いましたように、対象になる工事が460件ほどございます。そのうち手を挙げて今現在実施中というのが78件、全体としては17%になっております。

木田委員 手続的には、後で契約変更か何かして一般管理費を乗せて、最終的な検査で支払うということですか。

麻生建設政策課長 委員のおっしゃるとおりで、最終的には工事が終わった段階の検査時点で実際に休んでいるのを確認する。当然工事中も休んでいるなという確認はできますけれども、実際現場を休んでいるというのを確認した上で、最終的に先ほど言いました経費を上乗せという形で変更するようにしております。

衛藤委員長 委員外議員さんは何かありませんか。

木付委員外議員 今の週休2日制の件ですけど、日経新聞が完全に週休2日制にしたら工事原価が7%上がるという試算をしているんですよね。ですから、どれぐらい現場管理費を上げるのかちょっと分かりませんが、やっぱりその辺も考慮しないとなかなか週休2日制は定着しないんじゃないかと思います。

それとまた、協力業者が日給月給ですよ。週休2日をやると、月4回は日当というか、給料が減ることになるから、その辺の

ことも考慮しないと、なかなか働き方改革が本当にできないと思いますので、その辺も考慮してもらいたいと思います。

麻生建設政策課長 正に木付議員のおっしゃるとおりで、今年試行で始めましたので、先ほど言いました件数で言うと17%ぐらいしか手を挙げてくれておりません。なかなかこれが今広がり難い状況がありますので、まだ実施中がございますことから今年度のこういった工事が終わった段階で、今年度末には各企業さん、手を挙げた企業さん、挙げなかった企業さん含めてアンケートなりで調査をして、どういった問題があるのかということ把握した上で、この週休2日の取組を行っていきたく思っております。

衛藤委員長 ほかに御質疑もないようなので、これより採決いたします。

まず、第104号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第105号議案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第120号議案公の施設の指定管理者の指定についてですが、文教警察委員会にも関係があり、合い議をいたしておりますので、回答待ちのため、付託案件の最後に審査いたします。

次に、第121号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

稲井道路建設課長 資料の5ページ目を御覧ください。

第121号議案工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、日田市大山町西大山で整備を進

めております一般国道212号の（仮称）鎌手トンネルに係る工事請負契約の締結についてでございます。

ページ右側の図、現道の状況に茶色の実線で現道区間を示しておりますが、写真にありますとおり、急カーブが多く幅員が狭い上に、急しゅんな地形から落石が発生するなどの課題があり、延長2.4キロメートルの響峠バイパスとして現在整備を進めているものでございます。

本工事は、図の中央・赤色の実線部分のトンネル工事を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページ目を御覧ください。ページの左上に書いていますが、今回の工事は、トンネル延長613メートルの工事でございます、契約金額は18億4,591万4,400円、工期は、着工が契約締結の日の翌日、完成が平成32年3月2日といたしまして、梅林・田中特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

木村委員外議員 工法ですけど、これは機械掘りですか、発破ですか。

稲井道路建設課長 両方併用します。区間によって、場所によって。

木村委員外議員 坑口は機械で中に入ったら……

稲井道路建設課長 はい、発破を使わせていただく。

木村委員外議員 それで、支保工のパターンは何をお使いに。

稲井道路建設課長 D級でDの1、Dの2、Dの3とそれぞれ事前に地質調査をいたしまして、湧水もちょっと多いというところで、手法を含めて少し厳しい条件で積算をして、

現在、発注しています。

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第122号議案大分県水源地域振興基金条例の廃止について、執行部の説明を求めます。

後藤河川課長 続きまして、資料の7ページを御覧ください。

第122号議案大分県水源地域振興基金条例の廃止について、御説明いたします。

まず、同条例で設置しております大分県水源地域振興基金について御説明いたします。

当基金では、水源地域対策特別措置法に基づき国が指定するダムの建設により生活条件に著しく影響を受ける地域に対し、生活環境や産業基盤等の整備を行うものについて、受益者である下流域に当たる自治体等に負担を求め事業を実施するものでございます。

この負担額を県が受け入れて基金に積み立てた上で、事業実施に当たっての財源として繰り出すスキームとなります。

大分県の関係するものでは、耶馬溪ダム、大山ダム、大分川ダムの3ダムになりますが、このうち耶馬溪ダムは既に事業が終了し、大分川ダムは大分市が同様の基金を持ち事業を行っております。

大山ダムにつきましては、大分県が下流域の福岡県、佐賀県、福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団から負担金を受け取り、これを本基金に積み立て、日田市等が行う水源地域整備計画事業に活用しております。

この計画していた事業が平成27年度に全て終了し、平成28年5月に清算を行い、基金残高はゼロとなっています。

これを受け、基金のスキームを利用する事業の実施予定や、基金の存続の必要性を検討いたしました。新規ダム建設に伴う水源地

域整備事業など、本基金を利用する事業は当面見込まれませんので、不要との結論となりました。

以上から、基金条例を廃止するものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第123号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

後藤河川課長 続きまして、資料の8ページを御覧ください。

第123号議案工事請負契約の締結について御説明いたします。

本議案は、竹田市志土知・川床にて実施しております玉来ダム放流設備工事に係る工事請負契約の締結についてでございます。

本事業は、竹田水害緊急治水ダム建設事業として、大規模水害から竹田市街地を守ることを目的に玉来ダムを建設するものでございます。

本工事は、右の図にありますように、既に発注しております玉来ダム本体及び減勢工が洪水時に水や石などにより摩耗することを防ぐためライニング工として、厚さ最大4センチメートルの鋼構造物を設置し、併せて試験たん水において必要となるゲート及び水位低下設備の建設をするものであります。

契約金額は9億1,767万6千円、工期は、着工が契約締結の日の翌日、完成が平成33年3月15日といたしまして、西田・梅

林特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

井上副委員長 これは事業期間は平成3年からで、30年ぐらい掛かったわけですね。最初の頃、例えば用地買収とかいろいろあったかもしれないんですが、これだけ掛かった一番の要因というのは何でしたか。

後藤河川課長 平成3年に竹田水害緊急治水ダムとして稲葉ダムと玉来ダムが両方同時に採択されました。そして、どうしても財政上の都合ということで、国と協議を重ねながら、緊急度の高い稲葉ダムから先にやろうということで、稲葉ダムを実施いたしました。稲葉ダム完了後、ダム事業の見直し等ございましたが、無事採択されまして、玉来ダムに着手したところでございます。

衛藤委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第124号議案大分県都市公園条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤崎公園・生活排水課長 続きまして、資料の9ページを御覧ください。

第124号議案大分県都市公園条例の一部改正について御説明いたします。

この条例は、1の条例の概要にありますとおり、都市公園法や施行令、規則で定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでございます。今回、都市公園法及び施行令の一部改正が行われたことから、所要の改正を行う

ものであります。

改正の内容は、2の改正の理由及び内容にあります(1)と(2)の2点でございます。

まず一つ目は、(1)運動施設の敷地面積の基準を新たに条例第1条の5として規定するものです。

点線で囲んだ部分を御覧ください。これまで、改正前のところにありますように、都市公園法施行令第8条第1項で、一つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計が、当該都市公園の敷地面積の100分の50と規定されておりました。

ところが、その下に記載したように、全国的には既存の運動施設のバリアフリー化を行う際に、施設の敷地面積が増加し上限の100分の50を超えてしまうなど、社会状況の変化に対応した運動施設の改修等が困難となる事例が生じていることから、地域の実情に応じた施設整備ができるよう、改正後のところにありますように、地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないとされたところでございます。

本県においては、これまでの上限である100分の50を超えるような事例は生じないため、今回、点線枠のすぐ上に記載しておりますように、第1条の5を新設し、従来の施行令どおりの上限である100分の50を条例で定めるものでございます。

二つ目の改正は、(2)その他にありますとおり、都市公園法の一部改正に伴いまして、条例が引用している都市公園法の条文番号が移動した、いわゆる条ずれが生じたため、条例第19条の規定について、「法第5条の3」の部分「法第5条の11」に改正するものでございます。

なお、一番下に記載してありますとおり、この条例改正の施行期日は公布の日としております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第125号議案大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤田公営住宅室長 続きまして、資料の10ページを御覧ください。

第125号議案大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

まず、資料上段の1認知症患者等の収入申告義務の緩和についてでございます。

これは、第7次地方分権一括法に伴う公営住宅法の改正に伴うものでございます。これまでは、上の表の左側、公営住宅法改正の現行の欄に記載のとおり、公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき決定され、当該収入申告がなく、収入状況についての報告の請求にも応じない場合には、近傍同種の家賃とすると規定されておりました。

今回の法改正により、同表の改正後に記載のとおり、入居者が認知症患者等であり収入申告すること等が困難な場合に、事業主体が必要な書類を官公署で閲覧すること等により把握した収入に基づき、家賃決定することが可能となりました。

そのため、家賃の決定等に係る関係条例の規定につきまして、必要な改正を行うものでございます。

資料の中ほどの条例改正の表の改正(案)を御覧ください。条例改正後は、今回新設されました公営住宅法施行規則第8条に規定する認知症患者等で、収入申告等を行うことが困難な事情にあると認める場合は、条例第3

6条第1項による書類の閲覧その他の公営住宅法施行規則第9条の規定に基づく方法で収入の把握を行い、収入額の認定及び家賃決定を行うこととなります。

次に、資料下段の2明渡請求に係る家賃差額に付す利息割合の改正について御説明いたします。

民法の一部を改正する法律が本年6月2日に公布されまして、現行民法で年5分の割合で固定されている法定利率につきまして、年3%とし、3年を1期として1期ごとに変動するということになりました。

この改正を受けまして、公営住宅法第32条第3項に規定いたします明渡請求に係る家賃差額に付す利息につきまして、年5分の割合と規定されているものが法定利率に改められましたことから、同様に条例第42条第3項の規定を改正するものでございます。

最後に施行日ですが、1につきましては、本年7月26日に改正公営住宅法が施行されていることから公布の日とし、2につきましては、民法の一部を改正する法律がまだ正式に施行されておられませんので、同法施行の日といたします。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

吉岡委員 今回新設される中で、認知症とか知的障がい者、精神障がい者の認定を受けた者というのが規定されているんですけど、結構公営住宅って独り暮らしの方も多くて、高齢者も多くて、認知症かどうかという判断にまだ至っていない場合って結構あると思うんですよね。本人が医療機関とかで認定を受けない限りは認知症と判断されなくて、これには当てはまらないと思うので、例えば、おかしいなと思ったときに県の方が話に行って、その方を認知症でちゃんと認定してもらって、地域包括とかと連携を取ってそこまでするのかですね。今から高齢者が増えてくる中での認知症という認定に至るまでの対策はどうなっているんですか。

藤田公営住宅室長 今回の法改正は、社会的弱者、いわゆる単身の認知症患者等の皆さん方への多様な視点ということから改正されたものと伺っております。そういう意味で、認知症につきましては、基本的には医師の診断書によって確認、それから精神障がい者の方、知的障がい者の方につきましては、手帳によってまず確認させていただきたいと思っています。

なお、まだ認知症等で医師の診断を受けられていないという方も当然いらっしゃるかもしれないので、そういう方につきましては、福祉や医療関係者と十分連絡調整を図りながら検討していきたいと思っています。

吉岡委員 結構今から増えてくるかなと思っていますので、そこは丁寧に対応していただきながら、地域包括の方はすごく良くなってくださったりしますので、対象者となる方の機嫌を損なったりしないような配慮をお願いしたいと思います。

衛藤委員長 答弁は要りますか。

吉岡委員 いえ、いいです。してくださると思います。

衛藤委員長 委員外議員さんは御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第120号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

浦辺土木建築企画課長 それでは、第120号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

資料を戻っていただき、4ページをお開き願います。

大分県リバーパーク犬飼と大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館が平成30年度に

指定管理者の更新時期を迎えることとなります。

この度、これら3施設の指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の承認をお願いするものです。

まず、1の大分県リバーパーク犬飼についてです。

現指定管理者は豊後大野市で、表の右側、選定理由欄に記載しておりますとおり、隣接する市有施設を含めて今後の施設の一体的な利活用を検討するため、現指定管理者を引き続き任意指定するものです。

指定期間は平成30年度から2年間で、提案価格は総額1,719万9千円です。

次に、2の大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館についてです。

現指定管理者はファビルス・プランニング大分共同事業体で、選定理由欄に記載しておりますとおり、大分県立総合体育館を平成32年4月に大分市へ移管予定のため、安定した施設の運営が可能である現指定管理者を引き続き任意指定するものです。

指定期間は平成30年度から2年間、提案価格は総額2億7,870万円です。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

嶋委員 リバーパーク犬飼ですけど、これは指定管理者制度の導入前は豊後大野市に委託管理をお願いしていたのか、直営していたのか、お聞かせください。

黒木審議監 リバーパーク犬飼につきましては、設置当初から当時の犬飼町に管理委託をしておりました。指定管理者制度を導入して今現在に至っているということでございます。

嶋委員 前回更新時も、豊後大野市の隣接する市有地を含めて一体的な利活用を検討するという選定理由だったと思います。これ、いつまで検討しよるんですか。

黒木審議監 これは行革の中で随分議論されている課題でありまして、将来的には市の施設と一体となって有効活用していくというこ

とで話は進めているわけですが、なかなか市の施設の今後の利活用もまだ市が検討中でございまして、今現在は、リバーパーク犬飼自体の今後の利活用も含めて、期限を2年という短めに切って結論を出そうということで、次回の更新時にはまた違う方向性が見えてくるのではないかと考えております。

嶋委員 いつまでも検討していてもあれなんで、しっかり結論を出していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないようですが、本案についての合い議先である文教警察委員会からの回答がまだありませんので、採決については後ほど行うこととし、諸般の報告を先に行います。

それでは、執行部より報告をいたしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

阿部土木建築部長 それでは、今回の九州北部豪雨災害、それから台風第18号災害の復旧・復興推進計画の進捗状況を説明させていただきます。

まず、お手元の資料、平成29年7月九州北部豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況の冊子の10ページ、11ページで社会資本等の復旧・復興をお示ししております。

特に、道路、河川、砂防の事業ごとに現在の査定状況、あるいは工事の着手状況をお示しさせていただいております。

もちろん九州北部豪雨につきましては、県の管理するものについては、ほぼ査定も終了しているという状況の中で、早いものは既に工事着手しているという状況ではございますけれども、特にこの中で先ほども申しました、10ページの一番下になりますが、改良復旧事業ということで、新たに採択をされたものの復旧が今後進むということでございます。

資料としては、追加資料として1枚、位置を示したものを準備しております。こういった河川を対象に進めていくということでございます。

それからもう1点、別冊の方ですが、台風

第18号も同様の復旧・復興推進計画を持っておりまして、この中では9ページから10ページに同様に社会資本整備関係の情報を載せております。

こちらにつきましては、正に今災害査定の進行中でありまして、年内をめどに災害査定をほぼ終わらせ、そして早期の工事着手ということで考えてございます。

これは九州北部豪雨も台風第18号もそうなんですけれども、災害査定前に仮工事あるいは本工事という応急工事に既に着手している区間もございましたので、そういった所の進捗で既に完成している部分もございまして、いずれにいたしましても、台風第18号では、津久見市の津久見川等の新たな改良復旧の採択もあって、これからいよいよ用地買収等も伴うということもございまして、決められた期間、目標を緊急にやるという意味合いにおいてしっかりと取り組んでいかないといけないと思っております。

そういったことで今後ともこの復旧・復興推進計画はしっかりとフォローアップをしていながら、県民の皆さん方にお知らせしていこうということを考えておりますので、今日お示ししているものは先月の11月21日に作られたものでございまして、適宜見直しを行って、進捗を管理していきます。

いずれにいたしましても、私どもは社会資本の早期復旧に向けて、これからまたしっかりと取り組んでいくということで、県民の皆さんのまずは安心・安全につながる我々の使命を全うしていきたいと考えております。

衛藤委員長 ただ今の報告につきまして、質疑、御意見はございませんか。

小嶋委員 地図でこうやって示していただいておりますが、分かりやすいんですけど、例えば、九州北部豪雨の対策箇所に関連して、雨の降り方がどうであったかという記録とかは土木建築部では取っておくものなんでしょうかね。その辺いかがでしょうか。

阿部土木建築部長 もちろん河川の改修計画を含めて、そういった降雨状況というのは大

事なデータになりますので、例えば等高線みたいな、この辺りで何百ミリ降りましたというような整理もしています。もちろん個別の水位・雨量観測所のデータはしっかり持っておりますが、そういったものを河川の改修計画を含めて用いるためのデータ整理というのはやっております。

小嶋委員 今回の九州北部豪雨はちょっと尋常じゃない雨の降り方だったと思うんですね。5年前と比べると今回の方が雨量が多かったのかなと思うのと、あと、これはテレビで言われることではあるんですけど、有明海から湿った空気が脊振山にぶつかって、ずっと上昇してそれが積乱雲になって、積乱雲は1時間おきぐらいに消えていくんですけど、1時間おきぐらいに積乱雲ができて四、五本の積乱雲が立ったままで、大鶴とか小野とかあの近辺、それから福岡にも、とにかく1時間、2時間ずっと居座って雨を降らしたというのが今回の経過だと思うんです。

犠牲になった人たちには大変申し訳ないんですけど、そういうものを一つの経験値として、今後は、例えば来年の出水期の時期にどういうふうになっていくかということは想定はできませんけれども、今回のことをある意味最大値として、対策を予防保全として取っていく。

土木建築部は、どちらかと言うと災害が起こった後に対策をし、更にそれを改善、改修、復興させていくということが主要な任務だとは思いますが、予防保全としてそういうことについて対策を取ることが考えられないかどうか。今、危険箇所はどれくらいあるのかということも、ここはこういうことを経験した、県南もありますけど、今年は2回あったわけですからね。だから、そういうことも今後は検討すべきではないかなと。もし検討しておれば大変せん越ではあるんですけども、そういうことを今後の仕事として検討していく必要があるのではないかと私は思っています。

あわせて、津久見、臼杵の方に降らせた雨

の状況は、私はつぶさには見ていないし記憶はないんですけれども、特に津久見は尋常じゃない雨の降り方だったと、今まで経験したことのない被害が出ているわけですね。そういうことも含めて、雨の降り方がどこにどういうふうに降っていくかということを想定はできませんし、来年のことも想定はできませんけれども、予防保全として私は対策を取っていくことが必要だと思うし、そういう意味では、結び付くのは気象予報士なんです。私も本会議で何回も言うんですけど、気象予報士の配置とかいうものをその時期に、例えば、津久見とか竹田だとか中津とか日田とかそういう所に。気象予報士の経験者でいいですよ。気象庁が職員を派遣しなさいというわけじゃなくて、気象予報士をその時期に置いておいて、この雨の降り方は尋常じゃないからとすぐ市長に提言をして、そこで避難はもちろんさせるんですけれども、どこに対策を取っておかにかいかなんかということをやっぴらずっと積み上げとして、そういう経験を大事にしていくというものを作る必要があるんじゃないかなと僕は思うんですけど、部長、どうですかね。

阿部土木建築部長 防災の体制としてどう備えるかということ。正にハードとソフトの関係があると思います。

おっしゃるとおりに、ハード対策というのが万全を期せれば、これは言うことはないんですけど、我々はやはりハード整備の基準を持ってやりますので、それは一つ全県下統一し、あるいは地区ごとにいろいろ降雨の状況が違いますので、これまでの降雨状況を踏まえて今、整備を進めているところです。今回みたいにそれを超えるというような所にどう対応していくかということですが、まずは災害復旧、復興ということで対応させていただいているところもございます。

しかしながら、全河川そういったこれから降るかもしれないところまでの対応は難しいこととございます。その場合に、ソフト対策というのが非常に大事になると。

それで、昨今、関東の鬼怒川とか、あるいは昨年の東北の岩手の水害、こういったことを踏まえまして、水防災という考え方がしっかりと今、国からも出ていて、予測できないような雨にどう対応していくかということ議論する協議会を、実はもう既に県下で7つ立ち上げておまして、県下の首長さんも入っていただいて、国、県、市一体となってソフト的なことも含めてやっております。もちろん推計とか情報をどう伝えるか、そして、おっしゃるような気象の情報につきましても、気象台との連携はこれまでも取っておりますし、今後もそういった情報収集を含めてしっかりとやっていくということを確認しているところであります。

おっしゃるとおりに、気象予報士の資格を持っている方の配置というのは、できればそういうこともあるんでしょうけど、例えば、技術職員の中にもそういった資格を持っている者もおります。これは特に業務で必要なことではなく、個人の資質、資格取得の我々のモチベーションの問題なんですけど、そういうことも含めて、我々はやはり常日頃から降雨状況に関する情報を入手するための努力はしっかりとやっていかないといけないと思っております。

吉岡委員 個別なことを教えてもらえればと思います。

佐伯の海崎駅前がすごいって、あそこの方たちが川——川はちょっと曲がっているんですけどね、それで、堆積物と曲がり方に問題があると言われていたのと、向かい側の山から降りてきた水があるということで、結構深い所まで浸水していたんですね。

そういう所の人たちの声といいますか、今に始まったことじゃなくて、危ないということを随分言ってきたとか、あそこにバイパスができて、その設計のときにも問題があったんだとか、そういういろんな声を聞いたんですね。今回は、特にあそこは河川が壊れたわけではないので、特にここに関わる予算はないのかなと思うんですけど、今回海崎のあそ

こら辺について、何か災害対策として行われる事業はあるんですか。

後藤河川課長 ちょっと河川名が分からないとはっきりしたことは申し上げられませんが、確か戸穴川という所で堆積があったため、急きょ緊急河床掘削を今、発注しているところだと思いますけど、発注しまして河積の確保に努めているところでございます。

今回、本当にいっ水した河川が非常に多くて、予算を頂いて、今現在、各所で緊急河床掘削を実施しております。

井上副委員長 この中で大肥川が復元事業ということで、特に予算も大きいんですが、この先の上流の東峰村から流れてきていますね。よその県のことは分からないかもしれないですけど、東峰村の方もやはり同規模の事業なんではないですかね。

これは筑後川の支流で唯一福岡県から大分県に流れてきている川なんですよ。今回も東峰村からの水で大鶴地区に被害が出たということで、何か分かれば。

後藤河川課長 その点も福岡県とよく調整を図っております、福岡県側は災害復旧助成事業ということで、やっぱり改良復旧でしているものですから、現在、うちの管内であります大肥川についても、上流で改良したために流量が増すということで、筑後川の合流点まで8.1キロメートル分をこの災害復旧等関連緊急事業という採択を受けております。

井上副委員長 それと、10ページの下にあります本復旧予定日というのは、この日から復旧工事が始まるという意味なんではないですかね、これ。10ページの本復旧予定日。

後藤河川課長 これは一応目安としてしております、特に大肥川等も今年度から、ここに載っております河川全てにおいて、もう29年度に付いておりますので、すぐに現地測量に入りまして、きちんとした改良計画を立てた後、入れるところから順次入ってまいります。

井上副委員長 おおむねこのぐらいから本当の工事が始まるだろうという予定日という。

阿部土木建築部長 10ページの表の中の本復旧予定日ですね、ここに書かれている河川は原型復旧で、改良復旧とは別でございます。改良復旧とは別に、原型復旧であるものの箇所についての復旧予定日で、これは工事を終わらせる。

井上副委員長 ああ、原型復旧の工事の終わる予定日と。

阿部土木建築部長 ええ、本工事が終わるといって予定日になっております。改良復旧につきましては、先ほど申しましたとおり、用地買収も伴うようなことでございます。これから測量設計を含めて地元の皆さん方の御理解と、また、用地の提供という一つ大きなハードルが我々にはありますので、そこはしっかりまたやらせていただきます。

木田委員 先般、県外調査で国交省の国土技術政策総合研究所ですかね、つくば市の。あそこで質問させていただいたんですが、100年に一度の雨というのが頻繁に降って、河川の断面計算の基準とかそういった見直しはされているのかと言ったら、今考えている途中ぐらいの話だったので、今回の災害査定で特に九州北部豪雨の方なんですけれども、24年基準だったらこのくらいの改修だったのが、今回ちゃんともっと大きな改修で行われているような捉え方でいいのか。24年基準よりは改良がちゃんと取られて、今回と同水量が降っても災害が防げるような河川断面を確保する改良工事になっているかですね。国の基準は変わっていないというお話だったので、そういうふうになっているかちょっと。

後藤河川課長 現在のところ、まだ国の基準は変わっておりません。

ただ、今回の流量は飲み込めなければいけないということで、基準は変えずに、今回のような雨がもう1回来たときには、ぎりぎり余裕高では何とか飲み込めると、そういう計画になっております。

衛藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑もないので、次に

②の報告をお願いします。

浦辺土木建築企画課長 それでは、委員会資料の11ページをお開きいただきたいと思えます。

5日の一般質問で、知事より放置艇対策のため、関係者の意見も伺いながら早期の条例化を進め、放置艇ゼロを目指したい旨答弁いたしました。放置艇の現状や今後の対策の進め方などについて御説明いたします。

まず、左の県内の現状・課題です。県内には放置艇が約4,600隻あり、全国で4番目に多い状況です。この数字には国や市町村の管理水域の船舶も含まれますことから、対策を進めていく上で、国・市町村との連携が大変重要となります。具体的に県管理水域だけを見ますと、約2,800隻の放置艇に対し、利用可能な施設は約2,300隻分となっておりますことから、係留施設が不足するという実態があります。

また、先行して取り組んでおります佐伯地区でのアンケートでは、約4割の所有者が許可なく係留することに違法との認識がなく、係留のルール等についても丁寧に説明する必要があると考えております。

右上にありますように、こうした放置艇が引き起こす問題として、津波による二次被害等が懸念されています。

その下、国も平成34年までに放置艇ゼロを目指して取り組んでおりますことから、一番下にありますように、県としても三つの水域で連携して対策に取り組まなければならないと考えております。

12ページを御覧いただきたいと思えます。1の対策の概要にありますように、受皿確保のハード対策と、意識啓発・取締り強化のソフト対策両面から取り組む必要があります。

ハード対策としては、まず、船舶航行に支障がない場所を確保した上で、係船環を整備したいと考えています。

次にソフト対策です。関係者からなる検討会や船舶所有者に対する説明会を開催し、県の取組や係留のルールについて説明してまい

ります。その上で、放置されている船舶所有者に対しては、公平性確保のため行政指導、必要に応じ行政代執行を実施していくこととしていきます。

これらの取組を進めるためには、所有者や関係する事業者などの理解を得ることが何よりも重要です。県の考えを明確にし、関係者の理解を得るため、条例化に向けた検討を開始します。

具体的には、左下の2の条例制定の検討体制にありますように、学識経験者や弁護士、漁協等の利用団体、販売者などの関係事業者、国や市町村といった水域管理者をメンバーとして、右下、3の条例制定の検討スケジュールにありますように、早速年内に第1回の検討会議を開催したいと考えています。今後、検討会議での議論を重ね、本委員会において検討状況報告も行い、委員の皆さまの御意見も伺いながら、30年6月の第2回定例会での上程を目指し作業を進めたいと考えております。

なお、条例は、一定程度の周知期間が必要でありますことから31年4月の施行を想定いたしております。

衛藤委員長 ただ今の報告につきまして、御質疑、御意見はありませんか。

久原委員 農林水産部の水産とはどんな連携を取ってやりよるん。

浦辺土木建築企画課長 農林水産部漁港漁村整備課とも一緒にワーキンググループを設置して取り組んでおまして、連携を図るところでございます。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員もありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

稲井道路建設課長 お手元の資料の13ページと併せまして、別冊の追加資料②として写真を裏表で付けています。平成26年12月に契約しました国道212号（仮称）中津3

号トンネル工事1工区及び2工区の進捗状況について御説明申し上げます。

この二つの工事は、中津日田道路の耶馬溪道路としまして、中津市耶馬溪町で整備を進めております延長5キロメートルのバイパス区間のうち、2,986メートルのトンネルを建設するものでございます。1工区と2工区に分けて現在工事を進めております。

まず、1工区について、13ページで御説明申し上げます。

本工区につきましては、資料左側の中ほどに位置図を付けておりますが、右側の中津市街地方面から延長1,546メートルの区間で工事をしているものでございます。

同じく右側に工事実施状況がございますけれども、今年4月末に掘削が完了しておりますして、現在覆工コンクリートなどを施工しているところでございます。進捗率は約97%と順調に進んでおりますして、来年5月末までに竣工する計画としております。

本工事につきましては金額の変更がございまして、主な変更理由についてまず御説明申し上げます。

表の右側中段にございますが、大きく三つございます。まず一つ目としまして、工事を進めるに当たりまして、工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に変更し増額するものでございます。

次に2点目としまして、資料の一番下に縦断図を付けていますが、中ほどの赤で着色した区間70メートルに当初想定できなかった非常に崩れやすい膨張性を有する地山が出現したため、変状を抑えるために対策工の追加が必要となり、増額するものでございます。

更に3点目としまして、掘削を進めていく中で逆に当初の想定より良好な地質も現れましたことから、学識経験者などによるトンネル検討委員会におきまして検討しました結果、下の縦断図の右側に示す五つの区間、合わせて780メートルにおきまして、トンネルの

安定を図る支保工などが軽減されたことから、減額を行うものでございます。

以上によりまして、契約金額につきましては差し引き約1億7千万円の増額を今後見込んでおります。

併せて14ページをお開きください。こちらが2工区についての状況でございます。

2工区につきましては、日田市側から掘り進めておりますして、延長1,440メートルの工事でございます。

こちらにつきましては、今年5月の県内所管事務調査で、委員の皆さま方にも現場を御覧いただいた箇所になります。

資料の左側中段の工事実施状況のとおり、来年1月頃掘削の完了を予定しておりますして、進捗率は約84パーセントでございます。

こちらにつきましては工事費及び工期の変更を予定しています。主な変更理由について以下、御説明申し上げます。

まず1点目としましては、1工区と同様にインフレスライド条項の適用による増額がございまして、

次に2点目としまして、軟弱な地質の出現に伴いまして補助工法の追加を行いました。その関係での増額でございます。別途お配りしております追加資料②の写真でございますけれども、国道212号中津3号トンネル(2工区)施工状況写真その1を御覧ください。写真表面の下の方に軟弱な砂層の出現と書いてございますけれども、トンネルを掘り進んでいるうちに正面の鏡の部分、掘削をしている面において崩落が起きていたり、天井の部分、天端から抜け落ちが生じておりますして、非常に危険な状態がございました。

また裏面を御覧ください。別の箇所でございますけれども、今度は砂ではなくて軟らかい泥岩の出現によりまして、同じく鏡面の崩落が生じたものでございます。加えまして、右側の⑥と⑦は非常に湧水も発生してまして、路盤が非常にどろどろとしたような状況となっております。

元の委員会資料14ページにお戻りくださ

い。

御覧いただいたような写真の状況もございまして、一番下にトンネルの縦断図を付けていますが、左側に赤で着色しました737メートルの区間、施工延長の約半分、5割強でこういった状況が生じたことから、施工中の安全確保のために、地山の崩落を防ぐ補助工法の追加が必要となりました。その費用を増額するとともに、工期につきましても、右側の中段に工程表を付けていますけれども、軟弱層や湧水の対策に必要な施工期間を確保するため、約7か月間を延伸する見込みとなったものでございます。

さらに、変更理由の③として、先ほど御覧いただいた湧水の処理のために必要な濁水処理施設をボリュームを約4倍に増やして対処したことから、その費用の増額を見込んだものでございます。

以上をまとめまして、契約金額については約13億9千万円の増額を見込んでおります。

完成工期につきましても、平成30年12月下旬までの延伸を見込んでおります。

以上、二つの工事につきましては、次回の平成30年第1回定例県議会において金額変更と、2工区については工期変更を併せまして、契約議案を上程したいと考えております。

衛藤委員長 ただ今の報告について、質疑、御意見はありませんか。

久原委員 毎回毎回、思いよったんやけどね、例えば、第1工区は1億7千万円ぐらいやけど、第2工区は36億円ぐらいの予算が変更になるのに、1億円とかあるいは5千万円とかいうのはいいけど、何で13億円も掛かるんかい。最初から分らんのかい、こんなの。

稲井道路建設課長 御指摘のとおり、あらかじめ発注におきまして、山の頂上から幾つかボーリングを掘りまして地山を想定したり、また、医療施設で使うようなCTで山の中をあらかじめ確認するような事前の調査もしっかり行っています。ただし、どうしても延長3キロに及ぶ非常に長いトンネルでして、調査は調査のためでしかございません。調査費

にたくさんお金をつぎ込んでも工事が完了するわけでもなく、掘らなくちゃいけないトンネルを掘らせていただく上で必要な経費がこういう形で現れたという状況でございます。極力委員のおっしゃるとおり、当初の発注の折にできるだけ正確な値を把握しようと思つたところでございますが、どうしてもこの3キロに及ぶ、しかも地下深い所にあるトンネルでございまして、事前の把握が至らなかったということでこの金額となっております。

本来これだけの大きな規模の変更となりますと、別途の発注も考えなくてはいけないところなんですけど、トンネル工事という特殊性から、掘り進んでいる中で途中で別の業者が新しく契約で入ることが現実的に難しいものですので、多額の変更となっておりますが、今回は諸般の報告、また次の議会において議案として御審議いただきたいと考えています。

小嶋委員 2工区のところの写真を見る限りでは、水が出てそれがたまったりとか、泥岩があつたりとか、要するに軟弱な地質なんですけど、こういう所にコンクリートの分厚い層のトンネルをずっと通すということになると思うんですけど、大丈夫ですか。地盤として。

稲井道路建設課長 御指摘のとおり、トンネル掘削時にこういう事情が現れまして、当然山が崩れて工事が中断しないように、しっかりと対策工事を入れます。実際に今後、供用に際しましては、覆工コンクリートということで十分周りを巻き立てますし、地山とトンネルが一体化するように対策も講じてまいりますので、完成する際には十分安全性を持ったものとなっております。ただ、掘り進むときに十分に周りを固めていない状況の中で、作業をする方の安全性を含めて、そういう状況を考えて必要な補助工法の追加を行わせていただいたところでございます。

小嶋委員 福岡の道路がポコッと落ちたということもありましたね。それと類似するということじゃないんですけど、何が起こるか分

からないということから。

この長さで軟らかい所があるとなれば、トンネルは固めるとはいうものの、長い年月がたつと、ここは自然に落ちてくる可能性も私は否定できないと思うんですよ。なので、ちょっと心配だなと思うんですけど。久原委員は余り金を掛け過ぎるのもおかしいんじゃないかと言うけど、金を掛けてしっかりいいものを造らんと大事になるんじゃないかなという心配がありますので、これは申し上げておきます。記録に取ってってください。

井上副委員長 トンネルの第2工区が7か月延びたということですが、この耶馬溪道路自体は32年度までが事業期間ということですが、これは大体変わらないということですか。

稲井道路建設課長 御指摘の件につきましては、このトンネルの7か月の工期延期は32年度の供用に影響ございません。しっかり32年度に間に合うように全体の工事を進めてまいります。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員もありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

次に、第120号議案公の施設の指定管理者の指定について、合い議先の文教警察委員会から回答がありましたので、これより採決いたします。

文教警察委員会に合い議をいたしました結果は、原案のとおり可決すべきとの回答でありました。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして土木建築部関係を終わります。

執行部及び委員外議員は御苦労さまでした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

衛藤委員長 次に、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、台風第18号に係る県内調査についてです。

まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

衛藤委員長 御意見等はございませんか。

〔協議〕

衛藤委員長 それでは、県内所管事務調査を1月11日に実施することに決定いたします。

また、具体的な実施案につきましては、事務局に作成させ、各委員に御連絡します。細部については、委員長に御一任願います。

次に、来年度の県内所管事務調査についてです。

まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

衛藤委員長 御意見等はございませんか。

〔協議〕

衛藤委員長 それでは、今年度の県内所管事務調査について更に検討し、来年度についての御意見は特にないということで終わりたいと思います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。